

# JIS

## 自動車部品－ホイール－取付方式及び寸法

JIS D 4220 : 2009

(JSAE)

平成 21 年 12 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	二 瓶 好 正	東京理科大学
(委員)	飯 塚 悦 功	東京大学
	大 橋 守	社団法人日本鉄鋼連盟
	大 山 永 昭	東京工業大学
	小 野 晃	独立行政法人産業技術総合研究所
	菊 地 眞	防衛医科大学校
	窪 塚 孝 夫	社団法人自動車技術会
	佐 野 真理子	主婦連合会
	菅 原 進 一	東京理科大学
	田 中 護 史	財団法人日本船舶技術研究協会
	田 中 信 義	キヤノン株式会社
	東 郷 洋 一	財団法人日本規格協会
	富 田 育 男	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	中 西 英 夫	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	長谷川 英 一	社団法人電子情報技術産業協会
	古 谷 毅	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
	星 川 安 之	財団法人共用品推進機構
	宮 入 裕 夫	東京医科歯科大学名誉教授
	若 井 博 雄	財団法人製品安全協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 29.5.22 改正：平成 21.12.21

官 報 公 示：平成 21.12.21

原 案 作 成 者：社団法人自動車技術会

(〒102-0076 東京都千代田区五番町 10-2 五番町センタービル TEL 03-3262-8211)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 引用規格.....	1
3 用語及び定義.....	1
4 取付方式の種類.....	1
5 形状・寸法.....	2
解 説.....	14

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人自動車技術会 (JSAE) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS D 4220:1984** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

# 自動車部品－ホイール－取付方式及び寸法

## Automobile parts－Wheels－Fastening methods and dimensions

### 序文

この規格は、1954年に制定され、その後3回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1984年に行われたが、その後の市場動向変化に対応するため改正した。

なお、この規格を適用する自動車の一部車種(トラック・バス)を対象にISO 4107が制定されているが、取付方式が1種類ということもあって、この規格の対応国際規格には適さないため、前回改正時にJISの8種類にISO(1種類)を加える対応をしていた。今回の改正でも状況は変わっていないため、国際規格の取り入れは前回と同じにしたが、1998年に第3版として発行されたISO 4107に基づいて見直しを行った。

### 1 適用範囲

この規格は、自動車用ホイールの取付方式及び形状・寸法について規定する。ただし、二輪自動車、産業車両、建設車両及び農業機械用ホイールには適用しない。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS D 4102 空気入りタイヤ用ホイール及びリム－用語・呼び・表示

ISO 4107, Commercial vehicles－Wheel hub attachment dimensions

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS D 4102による。

### 4 取付方式の種類

取付方式の種類は、表1による。